

附属書

日本国による関税の撤廃のための実施日程

1 協定第十四条1に基づき日本国による関税の撤廃は、この表2欄に掲げる品目の関税について同表3欄に掲げる次の実施日程区分に従って実施する。

- (a) 「A」 この協定の効力発生の日から関税を撤廃する。
- (b) 「B」 二千六年四月一日から関税を撤廃する。
- (c) 「C1」 この協定の効力発生の日から関税率を二・八パーセントとし、二・八パーセントから無税までの八回の毎年均等な関税の引下げを二十三年から二十十年までの各年のそれぞれ一月一日に行う。
- (d) 「C2」 この協定の効力発生の日から関税率を三・一パーセントとし、三・一パーセントから無税までの八回の毎年均等な関税の引下げを二十三年から二十十年までの各年のそれぞれ一月一日に行う。
- (e) 「C3」 この協定の効力発生の日から関税率を三・九パーセントとし、三・九パーセントから無税までの八回の毎年均等な関税の引下げを二十三年から二十十年までの各年のそれぞれ一月一日に行う。

(f) 「D」 二千四年一月一日から関税率を六・五パーセントとし、六・五パーセントから無税までの六回の毎年均等な関税の引下げを二千五年から二千十年までの各年のそれぞれ一月一日に行つ。

2 日本国は、この表に掲げる産品に対して同表3欄に定める待遇より有利な待遇を許与することができ
る。

3 この附属書の規定に従つて引下げを実施した後の税率に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する(〇・〇五パーセントは、〇・一パーセントとする)。

4 この附属書における記載は、二千二年一月一日に改正された統一システムに従つたものである。

1	品名	3
関税率表番号 第一類 〇一・〇一 〇一〇一・一〇のうち	動物(生きてゐるものに限る)。 馬、ろ馬、ら馬及びヒニー(生きてゐるものに限る)。 純粋種の繁殖用のもの 馬	

○一〇一・九〇のうち	<p>サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ系種の馬（以下「軽種馬」という。）以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの</p> <p>その他のものうち</p> <p>軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠して いないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限 る。）</p> <p>ろ馬、ら馬及びヒニ―</p> <p>その他のもの 馬</p>	A A A
○一・〇二 ○二〇二・一〇 ○二〇二・九〇のうち	<p>ろ馬、ら馬及びヒニ―</p> <p>牛（生きているものに限る。）</p> <p>純粋種の繁殖用のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>水牛</p>	A A A A

<p>○一・〇三 ○一〇三・一〇 ○一・〇四 ○一・〇五 ○一・〇六</p>	<p>豚（生きているものに限る。） 純粋種の繁殖用のもの 羊及びやぎ（生きているものに限る。） 家きん（鶏（ガルルス・ドメステイクス）、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。） その他の動物（生きているものに限る。）</p>	<p>第二類 ○二・〇三 ○二〇三・一一のうち ○二〇三・一二のうち ○二〇三・一九のうち ○二〇三・二一のうち ○二〇三・二二のうち</p>	<p>肉及び食用のくず肉 豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。） 生鮮のもの及び冷蔵したもの 枝肉及び半丸枝肉 いのししのもの 骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。） いのししのもの その他のもの いのししのもの 冷凍したもの 枝肉及び半丸枝肉 いのししのもの 骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）</p>	<p>A A A A A A A A</p>
--	---	---	--	------------------------

<p>第三類 〇三・〇一</p>	<p>〇二〇三・二九のうち 〇二・〇四 〇二〇五・〇〇 〇二・〇六 〇二〇六・三〇のうち 〇二〇六・四一のうち 〇二〇六・四九のうち 〇二〇六・八〇 〇二〇六・九〇 〇二・〇八</p>	<p>魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物 魚（生きてゐるものに限る。）</p>	<p>いのししのもの その他のもの いのししのもの 羊又はやぎの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。） 馬、ろ馬、ら馬又はヒニーの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。） 食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。） 豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） いのししのもの 豚のもの（冷凍したものに限る。） 肝臓 いのししのもの その他のもの いのししのもの その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） その他のもの（冷凍したものに限る。） その他の肉及び食用のくず肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）</p>		<p>A A A A A A A A A A</p>
----------------------	--	---	---	--	----------------------------

○三〇一・九一のうち

その他の魚（生きているものに限る。）

ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）

養魚用の稚魚

○三〇一・九二のうち

うなぎ（アングイルラ属のもの）

養魚用の稚魚

○三〇一・九三のうち

こい

養魚用の稚魚

○三〇一・九九のうち

その他のもの

養魚用の稚魚

○三〇七

軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）、並びに水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）、の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）

その他のもの（水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）、の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）

生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの

水棲無脊椎動物（生きているものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を

A A A A

○三〇七・九一のうち

	除く。	A
<p>第四類</p> <p>〇四〇七・〇〇のうち</p>	<p>酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品</p> <p>殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに 限る。）</p> <p>ふ化用のもの</p>	A
<p>第五類</p> <p>〇五〇一・〇〇</p> <p>〇五・〇二</p> <p>〇五〇三・〇〇</p> <p>〇五〇四・〇〇</p> <p>〇五・〇五</p> <p>〇五・〇六</p>	<p>動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）</p> <p>人髪（加工してないものに限るものとし、洗ってあるかないかを問わない。）及びそのくず</p> <p>豚毛、いのししの毛、あなぐまの毛その他ブラシ製造用の獣毛及びこれらのくず</p> <p>馬毛及びそのくず（支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）</p> <p>動物（魚を除く。）の腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）</p> <p>羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分（加工してないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限るものとし、縁を整えてあるかないかを問わない。）並びに鳥の綿毛（加工してないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限る。）並びに羽毛又はその部分の粉及びくず</p> <p>骨及びホーンコア（加工してないもの及び脱脂し、単に整え、酸処理し又は脱膠し</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>

○五・〇七	たものに限るものとし、特定の形状に切ったものを除く。並びにこれらの粉及びびくず	A
○五〇八・〇〇	アイボリー、かめの甲、ホエルボーン、ホエルボーンヘア、角、枝角、ひづめ、つめ及びくちばし（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切ったものを除く。並びにこれらの粉及びびくず さんごその他これに類する物品（加工してないもの及び単に整えたものに限る。並びに軟体動物、甲殻類又は棘皮動物の殻及びいかの甲（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切ったものを除く。並びにこれらの粉及びびくず	A
○五〇九・〇〇のうち	動物性の海綿	A
○五一〇・〇〇のうち	課税価格が一キログラムにつき三、六〇〇円以上のもの アンバーgris、海狸香、シベット、じゃ香及びカンタリス、胆汁（乾燥してあるかないかを問わない。並びに医療用品の調製の腺その他の動物性生産品（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの並びに一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）	A
○五・一一	じゃ香及び牛黄	A
○五一・一〇	動物性生産品（他の項に該当するものを除く。及び第一類又は第三類の動物で生きていないものうち食用に適しないもの 牛の精液 その他のもの	A

<p>○五一一・九一のうち</p> <p>○五一一・九九のうち</p>	<p>魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の物品及び第三類の動物で生きていないもの</p> <p>魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵</p> <p>その他のもの</p> <p>蚕種、動物の精液、腱、筋、原皮くず及び乾燥した血</p>	<p>A A</p>
<p>第六類</p> <p>○六・〇一</p> <p>○六・〇二</p> <p>○六・〇三</p>	<p>生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉</p> <p>りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎（休眠し、生長し又は花が付いているものに限る。）並びにチコリー及びその根（第一二・一二項のものを除く。）</p> <p>その他の生きている植物（根を含む）、挿穂、接ぎ穂及びきのこ菌糸</p> <p>切花及び花芽（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。）</p>	<p>A A A</p>
<p>第七類</p> <p>○七・一一</p> <p>○七二二・九〇のうち</p>	<p>食用の野菜、根及び塊茎</p> <p>乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。）</p> <p>その他の野菜及び野菜を混合したもの</p> <p>スイートコーンのうち</p> <p>薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に</p>	

○七・一三	適するようになったもの 乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）	A
○七一三・一〇のうち	えんどう（ピスム・サティヴム） 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようになったもの	A
○七一三・二〇のうち	ひよこ豆 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようになったもの	A
○七一三・三一	ささげ属又はいんげんまめ属の豆 緑豆（ヴィグナ・ムンゴ及びヴィグナ・ラジアタ） いんげん豆（ファセオルス・ウルガリス）	A
○七一三・三三のうち	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようになったもの	A
○七一三・三九のうち	その他のもの 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようになったもの	A
○七一三・四〇のうち	ひら豆 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようになったもの	A

<p>○七二三・五〇のうち</p> <p>○七三・一四</p> <p>○七二四・一〇のうち</p>	<p>そら豆（ヴィキア・ファバ変種マヨル、ヴィキア・ファバ変種エクイナ及びヴィキア・ファバ変種ミノル）</p> <p>薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようになったもの</p> <p>その他のもの</p> <p>薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようになったもの</p> <p>カッサバ芋、アロールト、サレツプ、菊芋、かんしょその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切つてあるかないか又はペレット状にしてあるかないかを問わない。）並びにサゴやしの髓</p> <p>カッサバ芋</p> <p>飼料用のもの</p> <p>注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>
<p>第八類</p> <p>○八・〇一</p> <p>○八〇一・三一</p>	<p>食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮</p> <p>ココヤシの実、ブラジルナット及びカシューナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）</p> <p>カシューナット</p> <p>殻付きのもの</p>	<p>A</p>

○八〇一・三二一	殻を除いたもの	A
○八・〇二	その他のナツト（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）	
○八〇二・一一のうち	アーモンド	
○八〇二・一二のうち	殻付きのもの	
○八〇二・一三のうち	ビターアーモンド	A
○八〇二・一四のうち	殻を除いたもの	A
○八〇二・一五のうち	ビターアーモンド	A
○八〇二・一六のうち	ピスタチオナツト	A
○八〇二・一七のうち	その他のもの	A
○八・〇四	びんろう子	A
○八〇四・一〇	なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカド、グアバ、マンゴー及びマ	
○八・〇五	ンゴスチン（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	
○八〇五・五〇	なつめやしの実	A
○八〇五・五〇	かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	
○八〇五・五〇	レモン（キトルス・リモン及びキトルス・リモナム）及びライム（キトルス・ア	
○八〇五・九〇のうち	ウランティフォリア及びキトルス・ラティフォリア）	A
○八〇五・九〇のうち	その他のもの	
○八〇五・九〇のうち	ライム（キトルス・アウランティフォリア及びキトルス・ラティフォリアを	
	除く。）	A

<p>○八・一二</p> <p>○八一・二・九〇のうち</p>	<p>一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）</p> <p>その他のもの</p> <p>レモン及びライム（保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものを除く。）</p>	<p>A</p>
<p>第九類</p> <p>○九・〇一</p> <p>○九〇一・一一</p> <p>○九〇一・一二</p> <p>○九〇一・九〇のうち</p> <p>○九・〇二</p> <p>○九〇二・二〇のうち</p> <p>○九〇二・四〇のうち</p>	<p>コーヒー、茶、マテ及び香辛料</p> <p>コーヒー（いつてあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒーの含有量のいかんを問わない。）</p> <p>コーヒー（いつたものを除く。）</p> <p>カフェインを除いてないもの</p> <p>カフェインを除いたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>コーヒー豆の殻及び皮</p> <p>茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）</p> <p>その他の緑茶（発酵していないものに限る。）</p> <p>くず（飲用に適するものを除く。）</p> <p>その他の紅茶及び部分的に発酵した茶</p>	<p>A A A A A</p>

○九・〇四	くず（飲用に適するものを除く。） とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破碎し又は粉碎したものに限り。及 びこしょう属のペッパー ペッパー	A
○九〇四・一一のうち	破碎及び粉碎のいずれもしていないもの	A
○九〇四・一二のうち	小売用の容器入りしていないもの 破碎し又は粉碎したもの	A
○九〇四・二〇のうち	小売用の容器入りしていないもの とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破碎し又は粉碎したものに限り。）	A
○九〇五・〇〇	小売用の容器入りしていないもの バナラ豆	A
○九・〇六	けい皮及びシンナモンツリーの花	A
○九〇七・〇〇のうち	丁子（果実、花及び花梗に限り。） 小売用の容器入りしていないもの	A
○九・〇八	肉づく、肉づく花及びカルダモン類	A
○九〇八・一〇のうち	肉づく 小売用の容器入りしていないもの	A
○九〇八・二〇のうち	肉づく花 小売用の容器入りしていないもの	A
○九〇八・三〇のうち	カルダモン類	A

○九・〇九	小売用の容器入りにしてないもの アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及びジュニパーベリー	A
○九〇九・一〇のうち	アニス又は大ういきょうの種	
○九〇九・二〇のうち	小売用の容器入りにしてないものうち 破碎及び粉碎のいづれもしてないもの コリアンダーの種	A
○九〇九・三〇のうち	小売用の容器入りにしてないものうち 破碎及び粉碎のいづれもしてないもの クミンの種	A
○九〇九・四〇のうち	小売用の容器入りにしてないものうち 破碎及び粉碎のいづれもしてないもの カラウエイの種	A
○九〇九・五〇のうち	ういきょうの種及びジュニパーベリー 小売用の容器入りにしてないものうち 破碎及び粉碎のいづれもしてないもの	A
○九・一〇	しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料	
○九一〇・二〇のうち	サフラン	

<p>○九一〇・三〇のうち</p> <p>○九一〇・四〇のうち</p> <p>○九一〇・九一のうち</p> <p>○九一〇・九九のうち</p>	<p>小売用の容器入りにしてないもの</p> <p>うこん</p> <p>小売用の容器入りにしてないもの</p> <p>月けい樹の葉及びタイム</p> <p>小売用の容器入りにしてないもの</p> <p>その他の香辛料</p> <p>この類の注1(b)の混合物</p> <p>小売用の容器入りにしてないもの</p> <p>その他のもの</p> <p>小売用の容器入りにしてないもの</p>
<p>第一〇類</p> <p>一〇〇二・〇〇のうち</p> <p>一〇〇四・〇〇</p> <p>一〇・〇五</p> <p>一〇〇五・一〇のうち</p>	<p>穀物</p> <p>ライ麦</p> <p>薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用^はに適するようになったもの</p> <p>オート</p> <p>とうもろこし</p> <p>播種用^はのもの</p> <p>薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用^はに適するようになったもの</p>
<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>A</p> <p>A A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>

一〇〇五・九〇のうち	その他のもの 飼料用のもの	A
一〇〇七・〇〇のうち	注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。 その他のもののうち 爆裂種のもの（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。） グレーンソルガム 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようになったもの その他のもののうち 飼料用のもの	A A A
一〇〇八・一〇のうち	注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。 そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物	A
一〇〇八・二〇	そば	A
一〇〇八・三〇	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようになったもの	A
一〇〇八・九〇のうち	ミレット カナリーシード その他の穀物 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようになったもの	A A A A

<p>第一一類</p> <p>一一・〇六</p> <p>一一〇六・二〇のうち</p>	<p>穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン 乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）、サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）の粉及びミール並びに第八類の物品の粉及びミール サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）のもの カッサバ芋のもののうち 飼料用のもの 注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。</p> <p>第八類の物品のもの 飼料用のバナナのもの 注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。</p>	<p>A</p> <p>A</p>
<p>第一二類</p> <p>一一〇一・〇〇</p> <p>一一・〇二</p> <p>一一〇二・一〇のうち</p>	<p>採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物 大豆（割ってあるかないかを問わない。） 落花生（いってないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。） 殻付きのもの 採油用のもの 注 税関の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。</p>	<p>A</p> <p>A</p>

二二〇二・二〇のう ち	殻を除いたもの（割つてあるかないかを問わない。） 採油用のもの	A
二二〇三・〇〇	注 税関の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。	A
二二〇四・〇〇	コブラ	A
二二〇五	亜麻の種（割つてあるかないかを問わない。）	A
二二〇六・〇〇	菜種（割つてあるかないかを問わない。）	A
二二〇七	ひまわりの種（割つてあるかないかを問わない。）	A
二二〇九	その他の採油用の種及び果実（割つてあるかないかを問わない。） 播種用の種、果実及び孢子	A
二二・一一	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物 及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、 切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	A
二二・一一・一〇	甘草	A
二二・一一・三〇	コカ葉	A
二二・一一・九〇のう ち	その他のもの ヤボランジ葉、パチュリ葉、センナ葉、ウワウルシ葉、ホミカ、クベバ、コ ロシント実、コルヒクム子、トンカ豆、ストロファンツ子、プランタゴプ シリウムの種、キナ皮、コンズランゴ皮、カスカラサグラダ、吐根、りんど う、ゲンチアナ根、セネガ根、遠志、甘松香、コロンボ根、海葱、ヤラツパ 根、デリス根、インド蛇木根、木香、白及、キューベ根、セメンシナその他	A

一一・一一	<p>のサントニン採取用のもの、麻黄、沈香、槐花^{かひ}及び大黄 海藻その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根でいつてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）</p>	A
一一二二・一〇 一一二二・二〇のうち	<p>ローカストビーン（種を含む。） 海藻その他の藻類 食用のもの（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限る。）以外のものうち ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属及びこんぶ属のもの以外のもの</p>	A
一一二二・九一 一一二二・九九のうち	<p>その他のもの てん菜</p>	A
一一二二・〇〇	<p>その他のもの さとうきび 穀物のわら及び殻（切り、粉碎し、圧縮し又はペレット状にしたものであるかないかを問わないものとし、調製したものを除く。）</p>	A
一一二二・一四	<p>ルタバガ、飼料用のビートその他の飼料用の根菜類、飼料用の乾草、ルーサン（アルファルファ）、クローバー、セインホイン、飼料用のケール、ルーピン、ベッチ</p>	A